

第2次

坂祝町エコチャレンジ・プラン

坂祝町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

エコな未来がここから始まる

坂祝町のゼロカーボンライフを目指して

Ecologically
Challenge Plan
SAKAHOGI



令和6年3月
坂祝町

はじめに

地球温暖化による気候変動の影響は、大規模な山火事や干ばつの発生など、世界的なニュースとなり年々大きくなっています。国内においても、台風やゲリラ豪雨、線状降水帯等の異常な大雨と、それに伴う洪水被害、気温の大幅上昇による熱中症患者の増加等、人々の暮らしや人体に影響することが多くなり、今まで以上に危険度が増してきました。

坂祝町においても、近年、記録的な大雨によって、河川の氾濫による浸水など被害が発生し、改めて地球温暖化による気候変動の影響を実感させられるとともに、より身近なものとなってきております。

気候変動は地球上の人類・生物の存続を脅かす最大の危機であるとのことから、2015年（平成27年）に合意されたパリ協定を受け、国は「2050年カーボンニュートラル」を2020年（令和2年）に宣言し、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会の実現」を目指すことを表明し、中期目標として、2030年度には温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指しています。また、岐阜県においても、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」が策定され、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた取り組みが進められています。

こうした経過を踏まえ、2015年（平成27年）に策定し取り組んできた「第1次坂祝町エコチャレンジ・プラン 坂祝町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を全面的に見直しました。この「事務事業編」は、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画となります。

新たな削減目標や施策を定め、温室効果ガスの削減を更に加速させ、坂祝町のエコな未来がここから始まるよう取り組んでまいります。

2024年（令和6年）3月

坂祝町長 紫山 佳也



目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	計画期間	2
4	計画の対象範囲	2
5	対象とする温室効果ガス	3
6	SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進	4

第2章 温室効果ガスの排出状況

1	温室効果ガス総排出量の推移	5
2	温室効果ガス総排出量の内訳（施設別）	6

第3章 温室効果ガス排出量の目標

1	方針	7
2	目標	8

第4章 取り組み内容

1	職員共通の取り組み	9
2	庁舎・施設管理担当職員等の取り組み	12

第5章 計画の進行管理

1	推進体制	14
2	PDCAサイクルに基づいた進行管理	15
3	進捗状況の公表	16

資料編

1	坂祝町基本データ	17
---	----------	----



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化対策に対する基本方針を打ち出すため、平成27(2015)年11月から12月にかけて、フランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられました。

我が国では、平成28(2016)年に、地球温暖化対策計画が閣議決定され、中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26.0%減とすることが掲げられ、地方公共団体にはその基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

さらには、令和3(2021)年5月には「改正地球温暖化対策推進法」が成立し、令和32(2050)年の温暖化ガス排出量を実質ゼロにする目標などが明記され、令和3(2021)年10月に改訂された地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の令和12(2030)年度削減目標が平成25(2013)年度比26.0%減から46.0%減となるなど、地球温暖化防止をめぐる状況は変化しています。

本町においては、平成27(2015)年4月に「第1次坂祝町エコチャレンジ・プラン」を策定し、省エネや省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進するなど、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

本町には、木曾川の美しい景観をはじめとした豊かな自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある自然環境があります。これら豊かな自然を守り育ていくとともに、住民や事業者などへの率先垂範となるべく、この「第2次坂祝町エコチャレンジ・プラン」に基づき地球温暖化対策への取り組みを推進していきます。また町の上位計画である坂祝町第7次総合計画に基づいた未来に向けての坂祝町のゼロカーボンライフを目指していきます。

2 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、坂祝町が事業所として、省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「坂祝町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（略称「坂祝町エコチャレンジ・プラン」という）を策定し、取り組みを推進していきます。また、これとは別に区域施策編というものもあり、両者の一体的な推進という観点から今後、区域施策編の策定の検討をしていきます。

「事務事業編」「区域施策編」って何？

「事務事業編」は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、全ての地方公共団体に策定が義務付けられています。

「区域施策編」は、地球温暖化対策計画に即して、住民・事業者と協働して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた計画です。区域施策編は、すべての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられていますが、環境省が定めた地球温暖化対策計画において、市町村についても策定に努めることが求められています。

3 計画期間

本計画の期間は、国の「地球温暖化対策計画」の目標年度を2030年度に合わせて、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度の7年間を計画期間とします。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度～
計画期間	第2次坂祝町エコチャレンジ・プラン							次期計画

4 計画の対象範囲

「第2次坂祝町エコチャレンジ・プラン」の対象範囲は、坂祝町が所有する施設での全事業とします。なお、指定管理または、外部委託を行っている事務及び事業についても、この実行計画に準じた行動と取り組みを要請します。

【計画の対象施設】

対象施設	担当課
役場	総務課
北倉庫	総務課
保健センター	総務課
総合福祉会館（サンライフさかほぎ）	福祉課
上水道低区配水池	水道環境課
上水道高区配水池	水道環境課
西部農業集落排水処理場	水道環境課
深萱第2農業集落排水処理場	水道環境課
黒岩農業集落排水処理場	水道環境課
一色農業集落排水処理場	水道環境課
坂祝町町営住宅A棟	産業建設課
坂祝町町営住宅B棟	産業建設課
坂祝小学校	教育課
坂祝中学校	教育課
学校給食センター	教育課
中央公民館	教育課
東館	教育課
西館	教育課
スポーツドーム	教育課
旧町民ふれあいプール	教育課
子育て拠点支援施設（バンビーニ）	こども課
幼稚園	こども課
キッズドリームワールド	こども課

5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、当面の間、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

6 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

平成 27（2015）年 9 月に開催された国連サミットにおいて、世界が令和 12（2030）年までに達成すべき、貧困や飢餓の根絶、水と衛生の利用可能性と管理の確保、再生可能エネルギーの利用、気候変動への対策、森林資源の保全など 17 の環境や開発に関する国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

気候変動の目標では、気候変動による影響に対して対策を講じることを目指し、災害に対する強靱性及び適応の能力を強化することや、気候変動の緩和・適応・影響軽減のほか教育・啓発の改善を図ることなどのターゲットが設定されています。

県では、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、紙、水の使用量、廃棄物の処分量の削減などを実施するなど、率先して事務及び事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ることを目的として、「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画（第 6 次岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を令和 3（2021）年 5 月に策定しています。

「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」では SDGs の目標を踏まえた計画の推進を図っていることから、本計画においても SDGs の考え方を踏まえた施策の推進を図っていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標

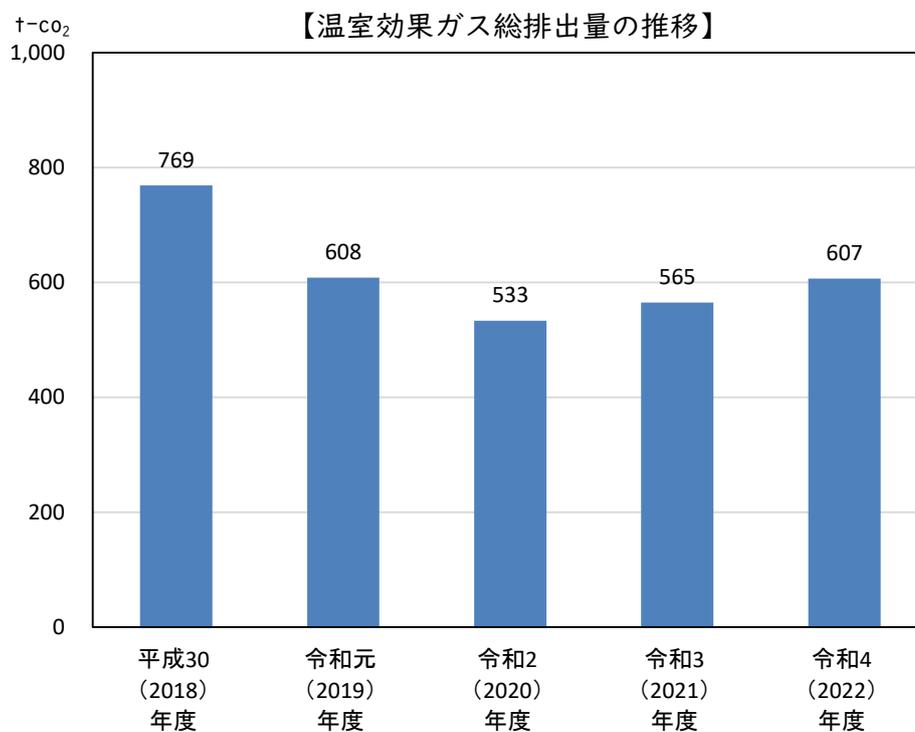


第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス総排出量の推移

本町の事務・事業における、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの温室効果ガス総排出量の推移をみると、基準年度である平成30（2018）年度の温室効果ガス総排出量は769t-CO₂となっています。

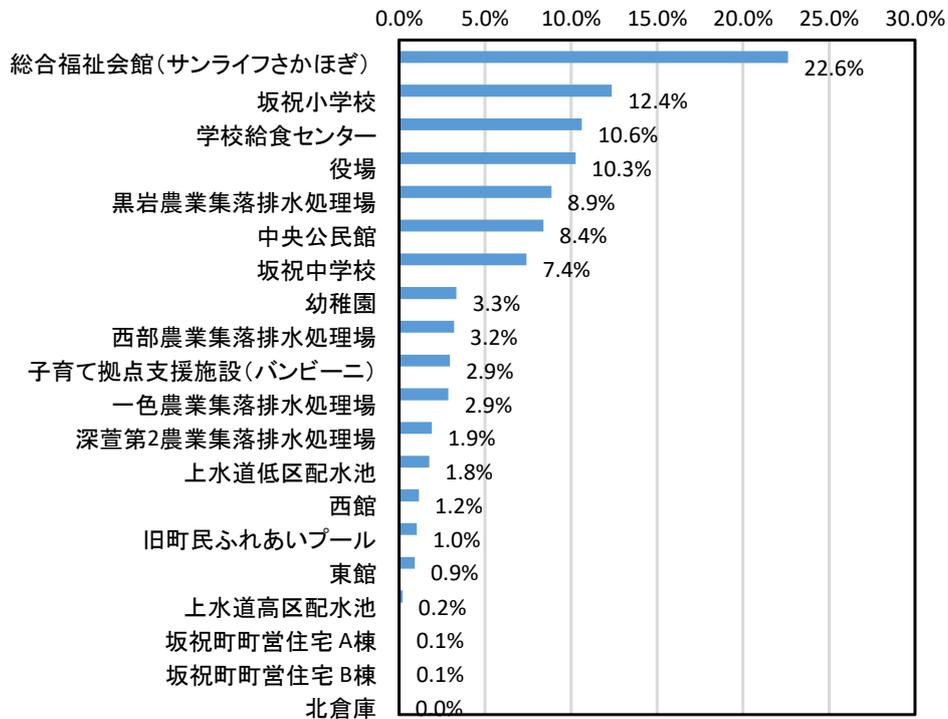
また、平成30（2018）年度の温室効果ガス総排出量と比較すると、令和4（2022）年度は607t-CO₂と21.1%減少しています。



※温室効果ガス総排出量は、各施設の電気量から算出

2 温室効果ガス総排出量の内訳（施設別）

本町の温室効果ガス総排出量のうち、施設別では、総合福祉会館の割合が 22.6%と最も高く、次いで、坂祝小学校が 12.4%、学校給食センターが 10.6%と続いています。



施設	排出量 (t-CO ₂)
総合福祉会館 (サンライフさかほぎ)	137.2
坂祝小学校	75.0
学校給食センター	64.5
役場	62.3
黒岩農業集落排水処理場	53.8
中央公民館	50.9
坂祝中学校	45.0
幼稚園	20.2
西部農業集落排水処理場	19.4
子育て拠点支援施設 (バンビーニ)	17.9
一色農業集落排水処理場	17.4
深萱第2農業集落排水処理場	11.6
上水道低区配水池	10.7
西館	7.0
旧町民ふれあいプール	6.2
東館	5.5
上水道高区配水池	1.2
坂祝町町営住宅 A棟	0.5
坂祝町町営住宅 B棟	0.4
北倉庫	0.03
合計	606.8

第3章 温室効果ガス排出量の目標

1 方針

坂祝町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

坂祝町は、まちへの愛着心の源となるかけがえのない財産である自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が広がっています。

この豊かな自然を守り育てていくために、坂祝町では、「第2次坂祝町エコチャレンジ・プラン」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進するとともに、環境法規等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取り組みの推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法規等の順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取り組みを推進していきます。

3. 取り組みの公表

温室効果ガス排出量の実態及び取り組み・成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

2 目標

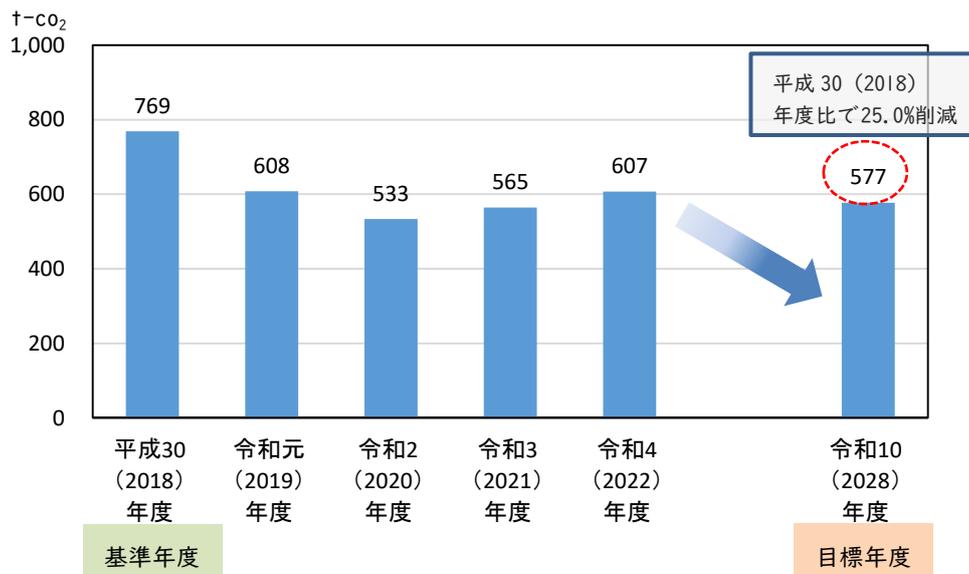
「第2次坂祝町エコチャレンジ・プラン」は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度の7年間を計画期間としていますが、平成30（2018）年度実績を基準に、令和6年度から5年後である令和10（2028）年度末までに、温室効果ガス排出量を25.0%削減することを最初の目標として取り組みを推進します。

【削減目標】

本町が排出する温室効果ガス総排出量を、平成30（2018）年度比で令和10（2028）年度までに
25.0%削減することを目標とします。

項目	基準年度 平成30（2018）年度	目標年度 令和10（2028）年度
温室効果ガス総排出量	769t-CO ²	577t-CO ²
削減率		25.0%

【温室効果ガス総排出量の推移と削減目標】



第4章 取り組み内容



1 職員共通の取り組み

①省エネルギーの推進

項目	内容
照明の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・ 不要な照明はこまめに消します。・ オフィス内の照明は在室ゾーンのみ点灯します。・ 昼休み中は来客スペースを除き、業務に支障のない範囲で消灯を行います。・ 省エネに配慮し、共有スペースの照明は部分消灯とします。・ 業務に支障のない範囲で窓際消灯を実施します。
OA機器(パソコン、コピー機、プリンタ等)の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・ 長時間使用しない場合は、電気製品のプラグをコンセントから抜く、または省エネモードにします。
空調の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・ 扉や窓の開閉により空調の使用を控えます。・ ブラインド、カーテン等の適切な利用による空調効率の向上・ 気候に合った服装(クールビズ・ウォームビズなど)を心がけます。・ 冷房の設定温度は28℃、暖房の設定温度は19℃を基本目標として、各施設の状況に応じて適切な調整に努めます。
エレベーターの適正使用	<ul style="list-style-type: none">・ 荷物の運搬時などを除き、職員はエレベーターの使用を控えます。
給湯の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・ 電気ポットは、低めの温度で保温し、長時間使用しないときはプラグを抜きます。
働き方	<ul style="list-style-type: none">・ 業務の見直しによる時間外勤務の抑制に努めます。・ 坂祝町DX推進計画の推進を図ります。 (オンライン化、事務の効率化、職員の往来の軽減等)

②省資源の推進

項目	内容
用紙の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷、両面コピーを徹底します。 ・パソコン画面で確認できるものは印刷しません。 ・資料の共有化を図ります。また、会議資料は簡略化するとともに、予備は必要最小限にします。 ・コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぎます。 ・内部・外部連絡などは、できる限り口頭や回覧、電子メールや庁内情報システムを利用します。
用紙の再利用	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報や機密情報などが記載されていない紙については、原則としてメモ紙として使用するか、裏面利用を行います。
上水の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・食器類はまとめて一度に洗います。洗う時は水を流しっぱなしにしません。 ・給湯器の使用は、必要最低限にします。 ・トイレの二度流しは控えます。
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダーの使用を必要最小限にします。 ・使い捨て製品（紙コップ、紙皿、弁当容器など）の使用や購入を削減するなど、会議・イベント時などのごみ削減に努めます。 ・不要なダイレクトメール・資料の受取を断ります。 ・飲食は割り箸・紙コップの使用を控え、マイ箸、マイカップ、マイボトルを使用します。 ・封筒、ファイルなどを繰り返し使用します。 ・資料配布の際、封筒の使用は最小限にします。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を図ります。 ・ごみの分別方法について統一した決まりを設けるとともに、職員全員に周知を行います。 ・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進めます。

③公用車の適正使用の推進

項目	内容
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発進時はゆとりを持って加速します。 ・アイドリングストップを心がけます。 ・加減速の少ない運転を心がけます。 ・早めのアクセルオフを行います。 ・運転記録の入力を徹底します（走行距離、燃料使用量の把握）。 ・事前にルートプランを立て、計画的な運行を行います。
公用車の適正配置、効率利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の使用状況を把握し、適正配置、台数見直しを行います。 ・低公害車・低燃費車を優先的に利用できるような情報の提供を行います。 ・公用車を適正に使用し、相乗り、徒歩や自転車の活用などを推進します。

④グリーン購入の推進

項目	内容
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルされたものなど、環境に配慮したものを購入します。
印刷物の適正購入・発注	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷物を購入及び外部発注する場合の部数を必要最小限にします。
事務用品の再使用・長期使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル、バインダーなどの事務用品は再使用、長期使用します。 ・物品などの管理を徹底し、無駄な購入を行いません。
事務機器、OA機器、その他電気機器の適正購入・適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・机などの事務機器の不具合や電気機器などの故障時には修繕に努め、長期使用を図ります。

⑤環境保全意識の啓発

項目	内容
環境保全意識の啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりが、職場だけではなく、普段の生活の中でもごみ排出量抑制の取り組みを実施します。 ・職員は、日頃から環境問題や環境保全に関心を持ち、情報の収集に努めます。

2 庁舎・施設管理担当職員等の取り組み

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に更新することや再生可能エネルギーを導入することが、最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の日常的な保守・点検や運転制御、補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理担当職員等は次の取り組みを推進します。

① 庁舎設備機器等の保守・点検の徹底

項目	内容
照明設備	・ ランプ等の定期的な清掃・交換を実施します。
空調・換気設備	・ 空調フィルターの清掃・点検を実施します。 ・ 換気フィルターの清掃・点検を実施します。
熱源設備	・ ボイラーなど中央熱源機器類の定期点検を実施します。
動力設備	・ 動力伝達部の定期的な点検を実施します。

② 庁舎設備機器等の運転の工夫や管理の徹底

項目	内容
照明設備	・ 外灯等の点灯時間の適切な管理を行います。 ・ 照明点灯範囲を細分化します。
空調・換気設備	・ 外気取り入れ量の適正化を図ります。 ・ 春季及び秋季における外気冷房を実施します。 ・ 間欠運転を実施します。 (間欠運転例：エアコンを ON・OFF を使い分けて連続で稼働しない)
その他	・ デマンドの管理を行います (ピーク電力の削減)。 ・ 実施可能な公共施設において、緑のカーテンを実施し、植樹も検討します。

③庁舎設備機器等の補修・改修工事の際の留意点

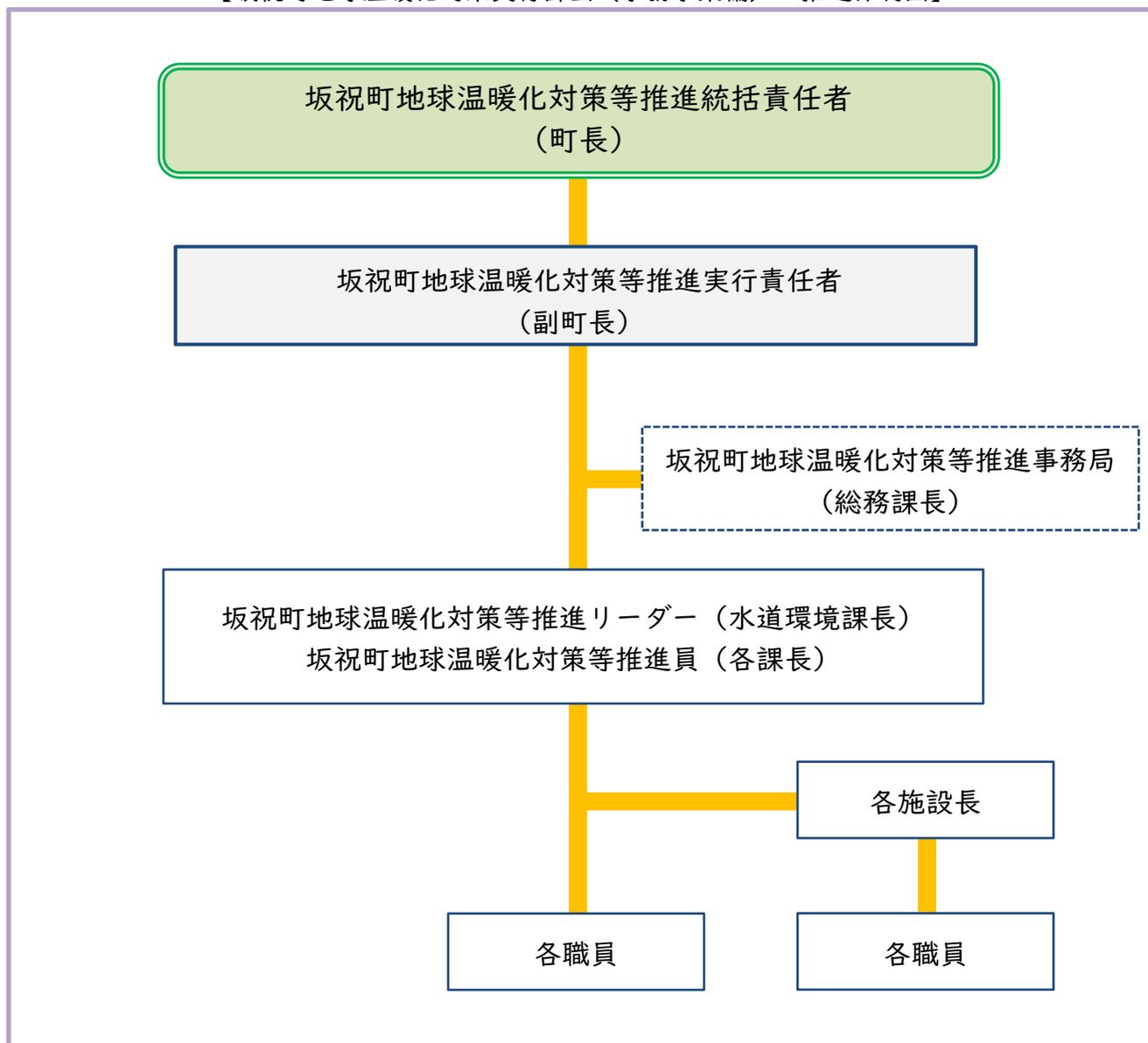
項目	内容
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明ランプ（Hf 式インバーター蛍光灯やLED 蛍光灯）を採用します。 ・人感センサーを採用します。 ・点灯範囲の細分化を図ります。
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率タイプの空調設備を採用します。 ・ポンプ・ファンをインバーター制御とします。
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・潜熱回収型ガス給湯器等を導入します。 ・ヒートポンプ式給湯機器等を導入します。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネタイプ自動販売機へ切り替えます。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車等の更新の際には、ハイブリッド車や電気自動車をはじめとする次世代クリーンエネルギー自動車の導入を検討します。
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を検討します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ継続的な省エネルギー対策の検討・立案に努めます。 ・坂祝町公共施設総合管理計画や坂祝町中長期財政計画（仮称）と整合性をもって計画的に改修等していきます。

第5章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、町長の統括のもと、各課、施設ごとに所管する事務・事業にかかる取り組みを推進します。また、計画全般にかかる取り組みの推進や本計画に関する事務は、総務課が行います。

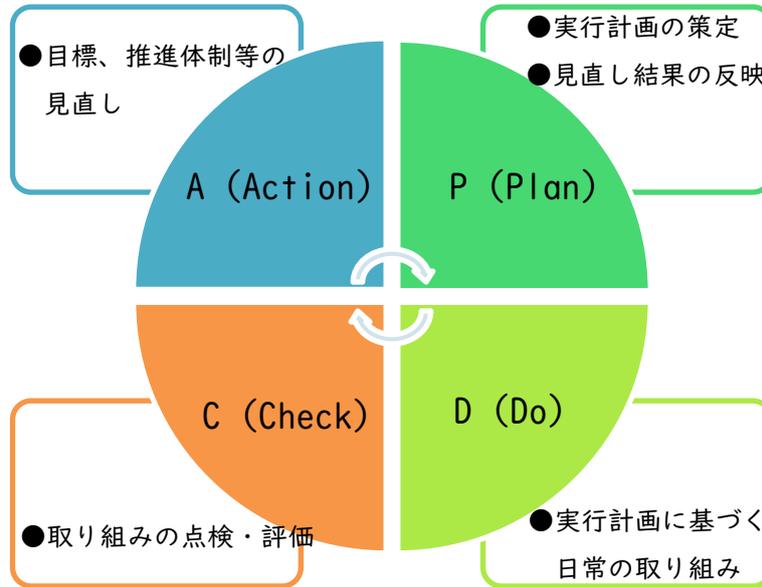
【坂祝町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進体制図】



2 PDCAサイクルに基づいた進行管理

本計画を実効性の高い計画としていくために、毎年度、PDCAサイクルの4段階を繰り返すことによって温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みの進行管理を図ります。

【進行管理の仕組み図】



①計画 (Plan)

各所属は、本計画に示された取り組みを確認します。

②実行 (Do)

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の執行の際に、計画に基づく日常的な省エネ・節電等の取り組みを実施します。

③点検・評価 (Check)

各課・施設等は、日常的な省エネ・節電等の取り組みの周知徹底に努めるとともに、エネルギー使用量等の実績を把握します。

事務局は、日常的な取り組みの推進に必要な情報等を提供するとともに、各課・施設等のエネルギー使用量等の実績をとりまとめ、坂祝町役場全体の温室効果ガス排出量を把握し、実行責任者に報告します。

実行責任者は、実行計画の進捗状況及び温室効果ガス削減目標値の達成状況を確認し、年1回統括責任者に報告します。

④見直し (Action)

統括責任者は、実行責任者の報告内容を踏まえ、計画の見直しを含め関係各課等に必要な指示を行います。

3 進捗状況の公表

「温室効果ガス総排出量」は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、毎年1回公表することが義務付けられています。本計画の進捗状況や直近年度の温室効果ガス総排出量について、年1回、町のホームページ等により公表します。

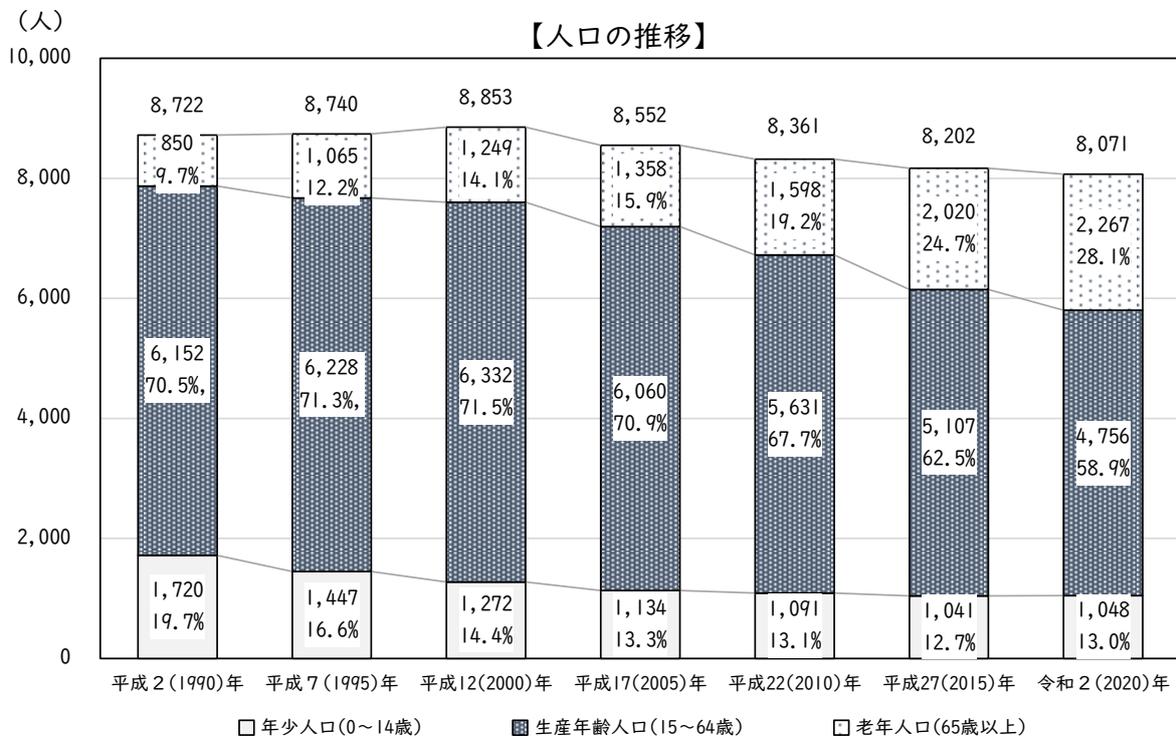


1 坂祝町基本データ

(1) 人口の推移

本町の人口の推移をみると、平成12(2000)年の8,853人をピークに減少傾向で推移しており、令和2(2020)年現在は8,071人となっています。

また、年少人口割合が減少、老年人口割合が増加傾向で推移していることから、少子高齢化が進んでいます。



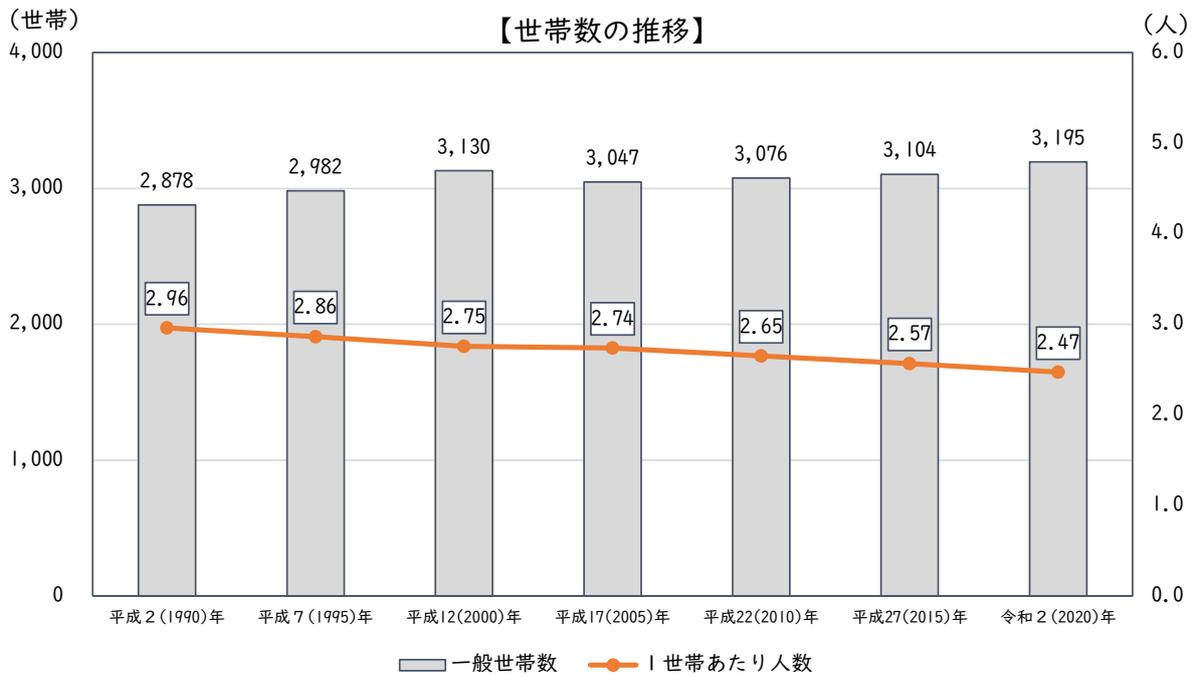
※人口総数には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

次に一般世帯数の推移をみると、本町では緩やかな増加傾向で推移しており、令和2(2020)年現在で3,195世帯となっています。

また、1世帯あたり人数については、減少傾向で推移しており、令和2(2020)年現在で1世帯あたり2.47人となっています。





第2次坂祝町エコチャレンジ・プラン
坂祝町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和6年3月

発行：坂祝町 総務課

〒505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組 46-18

電話：0574-26-7111 FAX：0574-27-1808

